

別紙 3 - 8 施設保守管理等仕様書

(清水総合運動場)

清水総合運動場 清掃業務

1 所在地 静岡市清水区清開 2 丁目 1 番 1 号

2 業務実施場所 静岡市清水総合運動場

3 清掃区分

(1) 日常清掃

原則として日曜日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除き毎日清掃する。

(2) 定期清掃

原則として年2回実施する。

4 作業内容

(1) 日常清掃 別紙「清掃作業基準」に基づいて実施すること。

ア 体育館

(ア) アリーナの床面(タラフレックス)

専用ダストモップで清掃を行うこと。

(イ) 玄関ホール、ホール1・2・3、喫茶コーナー、管理事務所(湯沸室、応接室及び職員更衣室を含む)、会議室1・2、卓球器具庫、器具庫1・2・3、医務室、男女更衣室、ELV室、階段室(階段含む)、通路(1階・2階)、観客席(床面)

掃き掃除をした後、モップで水拭きすること。

(ウ) 観客席ベンチ(手すり含む)

ベンチ及び手すりは水拭きを行い、常に清潔にしておくこと。

(エ) 男女便所、多目的便所、身障者便所、シャワー室

タイル床面は随時ブラシ等を用いて洗浄すること。またビニール床シートは掃き掃除後モップで水拭きすること。特に汚れの著しい場合は専用洗剤を用い洗浄すること。終了後には水を切り、清拭すること。壁、間仕切り等は専用洗剤を用い、拭き取りをすること。なお、便所内の汚物は迅速かつ確実に処理し、常に清潔を保つものとする。

(オ) 洗面台、便器等の衛生陶器類

薬液類を用いて汚れを除去し、常に清潔に保つものとする。

(カ) 便所の消耗品(トイレットペーパー・汚物袋・石鹼等)

必要に応じて補充を行うものとする。

(キ) 運動用具、備品等

特に汚れの著しいものについては水拭きを行うこと。

(ク) 喫煙所に設置されたスモークスタンド

吸殻を収集除去し清拭すること。

(ケ) 事務所内ごみ屑の収集

ごみ屑を収集除去し、ごみ袋の取替え、補充をすること。

イ 陸上競技場

- (ア) 男女更衣室、役員室、控室、医務室、湯沸室
各床面は掃き掃除後、モップで水拭きをすること。
各扉、窓ガラスは洗浄し清拭すること。
- (イ) 男女便所、身障者便所、男女シャワー室
各床面は随時ブラシ等を用いて洗浄し、特に汚れの著しい場合は専用洗剤を用い洗浄すること。終了後には水を切り、清拭すること。壁、間仕切り等は専用洗剤を用い、拭き取りをすること。なお、便所内の汚物は迅速かつ確実に処理し、常に清潔を保つこと。
- (ウ) 洗面台、便器等の衛生陶器類
薬液類を用いて汚れを除去し、常に清潔を保つこと。
- (エ) 便所の消耗品（トイレットペーパー・汚物袋・石鹼等）
必要に応じて補充を行うこと。

ウ 武道場

- (ア) 玄関
ブラシを用い洗浄し、清拭すること。
- (イ) 廊下、会議室、練習場
専用ダストモップで清掃を行うこと。
- (ウ) 女便所、男女更衣室、シャワー室、身障者便所
タイル床面は随時ブラシ等を用いて洗浄すること。またビニール床シートは掃き掃除後モップで水拭きすること。特に汚れの著しい場合は専用洗剤を用い洗浄すること。終了後には水を切り、清拭すること。壁、間仕切り等は専用洗剤を用い、拭き取りをすること。なお、便所内の汚物は迅速かつ確実に処理し、常に清潔を保つものとする。
- (エ) 洗面台、便器等の衛生陶器類
薬液類を用いて汚れを除去し、常に清潔を保つものとする。
- (オ) 便所の消耗品（トイレットペーパー・汚物袋・石鹼等）
必要に応じて補充を行うものとする。

エ 弓道場

- (ア) 便所
随時ブラシ等を用いて洗浄し、特に汚れの著しい場合は専用洗剤を用い洗浄すること。終了後には水を切り、清拭すること。壁、間仕切り等は専用洗剤を用い、拭き取りをすること。なお、便所内の汚物は迅速かつ確実に処理し、常に清潔を保つものとする。
- (イ) 洗面台、便器等の衛生陶器類
薬液類を用いて汚れを除去し、常に清潔を保つものとする。
- (ウ) 便所の消耗品（トイレットペーパー・汚物袋・石鹼等）
必要に応じて補充を行うものとする。
- (エ) 湯沸室
床面のカーペットは専用用具を用い清掃し、流し台は洗剤を用い清掃する。

オ アーチェリー場横便所

(ア) 床面

随時ブラシ等を用いて洗浄し、特に汚れの著しい場合は専用洗剤を用い洗浄すること。終了後には水を切り、清拭すること。壁、間仕切り等は専用洗剤を用い、拭き取りをすること。なお、便所内の汚物は迅速かつ確実に処理し、常に清潔を保つこと。

(イ) 洗面台、便器等の衛生陶器類

薬液類を用いて汚れを除去し、常に清潔を保つこと。

(ウ) 便所の消耗品（トイレットペーパー・汚物袋・石鹼等）

必要に応じて補充を行うこと。

カ 体育館前公衆便所

(ア) 便所

随時ブラシ等を用いて洗浄し、特に汚れの著しい場合は専用洗剤を用い洗浄すること。終了後には水を切り、清拭すること。壁、間仕切り等は専用洗剤を用い、拭き取りをすること。なお、便所内の汚物は迅速かつ確実に処理し、常に清潔を保つこと。

(イ) 洗面台、便器等の衛生陶器類

薬液類を用いて汚れを除去し、常に清潔を保つこと。

(ウ) 便所の消耗品（トイレットペーパー・汚物袋・石鹼等）

必要に応じて補充を行うこと。

(2) 定期清掃 別紙「清掃作業基準」に基づいて実施すること。

ア 体育館

(ア) 床面（アリーナフロアを除く）

十分な保護皮膜を維持するようなメンテナンス方法による洗浄とワックス塗布を実施すること。

(イ) 窓ガラス・ガラス戸等

適応洗剤を用いて洗浄し清拭すること。

イ 武道場

(ア) 練習場、廊下、会議室、男女更衣室、身障者便所

十分な保護皮膜を維持するようなメンテナンス方法による洗浄とワックス塗布を実施すること。

(イ) ガラス戸・窓ガラス

適応洗剤を用いて洗浄し清拭すること。

ウ 弓道場

(ア) 射場（床面）

十分な保護皮膜を維持するようなメンテナンス方法による洗浄とワックス塗布を実施すること。

(イ) ガラス戸・窓ガラス

適応洗剤を用いて洗浄し清拭すること。

(ウ) 天井及びその周辺

梁の煤を掃い、水拭きをすること。併せて周辺の蜘蛛の巣等も掃うこと。

- 5 作業時間 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。
- 6 作業等の報告義務
 - (1) 作業中に誤って市財産に損傷を加えたときは、速やかに委託者に報告すること。
 - (2) 作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに委託者に報告すること。
 - (3) 作業の主任者は、毎日作業終了後、当日の状況を委託者に報告すること。
- 7 作業上の留意事項 関係法令を順守するとともに危険作業に従事する作業員の安全管理には、特に留意すること。

別紙 清掃作業基準

1、体育館一階について		
	材質	面積(m ²) または個数
玄関ホール	ビニール床タイル	120.00
ホール1	ビニール床タイル	56.00
ホール2	ビニール床シート	58.30
ホール3	ビニール床シート	58.30
喫茶コーナー	ビニール床タイル	42.75
洗面台	陶器	1.00
アリーナ	タラフレックス	1,829.90
ELV室	ビニール床シート	3.75
通路・廊下	ビニール床シート	134.40
階段(4箇所)	ビニール床シート	9.97
階段室(4箇所)	モルタル・ビニール床シート	104.50
受付		
事務室 床	ビニール床シート	57.33
湯沸室 床	ビニール床シート	4.06
流し台	ステンレス	1.00
応接室	ビニール床シート	11.38
職員用更衣室	ビニール床シート	4.50
会議室		
会議室1	ビニール床シート	50.40
会議室2	ビニール床シート	51.33
卓球 器具庫	ビニール床シート	50.50
器具庫1	ビニール床シート	51.33
器具庫2	ビニール床シート	65.79
器具庫3	ビニール床シート	65.79
男子更衣室		
更衣室 床	ビニール床シート	36.50
洗面台	陶器	9.00
鏡	鏡	9.00
便所 床	ビニール床シート	1.50
便器	陶器	1.00
シャワー室	磁器タイル	19.80
女子更衣室		
更衣室 床	ビニール床シート	36.50
洗面台	陶器	9.00
鏡	鏡	9.00
便所 床	ビニール床シート	1.50
便器	陶器	1.00
シャワー室	磁器タイル	19.80
北側		
便所 床	磁器タイル	13.50
便器	陶器	10.00
男子便所		
手洗い 床	ビニール床シート	7.20
洗面台	陶器	3.00
鏡	鏡	3.00
北側		
便所 床	磁器タイル	16.60
便器	陶器	7.00
女子便所		
手洗 床	ビニール床シート	8.40
洗面台	陶器	3.00
鏡	鏡	3.00
南側		
便所 床	磁器タイル	13.50
便器	陶器	10.00
男子便所		
手洗 床	ビニール床シート	7.20
洗面台	陶器	3.00
鏡	鏡	3.00
南側		
便所 床	磁器タイル	16.60
便器	陶器	7.00
女子便所		
手洗 床	ビニール床シート	8.40
洗面台	陶器	3.00
鏡	鏡	3.00
北側		
便所 床	ビニール床シート	7.60
便器	陶器	2.00
洗面台	陶器	1.00
鏡	鏡	1.00
多目的便所		
便所 床	ビニール床シート	7.60
便器	陶器	2.00
洗面台	陶器	1.00
鏡	鏡	1.00
南側		
便所 床	ビニール床シート	7.60
便器	陶器	2.00
洗面台	陶器	1.00
鏡	鏡	1.00
多目的便所		
医務室 床	ビニール床シート	26.50
洗面台	陶器	1.00
流し台	ステンレス	1.00
鏡	鏡	1.00

2、体育館二階について		
	材質	面積(m ²) または個数
観覧席	モルタル	433.50
通路	モルタル	375.75
観覧席ベンチ(手摺り含む)	木材	150.00
階段室(4箇所)	ビニール床シート	106.42
AB会議室	ビニール床シート	59.09
CD会議室	ビニール床シート	75.82
北側		
流し場 床	ビニール床シート	3.40
流し台	ステンレス	1.00
南側		
流し場 床	ビニール床シート	4.60
流し台	ステンレス	1.00
北側		
便所 床	ビニール床シート	6.40
便器	陶器	2.00
洗面台	陶器	1.00
鏡	鏡	1.00
北側		
便所 床	ビニール床シート	3.80
便器	陶器	1.00
洗面台	陶器	1.00
鏡	鏡	1.00
西側		
便所 床	ビニール床シート	4.10
便器	陶器	2.00
洗面台	陶器	1.00
鏡	鏡	1.00
西側		
便所 床	ビニール床シート	3.00
便器	陶器	1.00
洗面台	陶器	1.00
鏡	鏡	1.00
多目的		
便所 床	ビニール床シート	4.00
便器	陶器	1.00
洗面台	陶器	1.00
鏡	鏡	1.00

3、体育館三階について		
	材質	面積(m ²) または個数
便所前通路部分(階段含む)	ビニール床シート	23.70
北側		
男女便所・洗面所 床	磁器タイル	36.85
便器	陶器	13.00
洗面台	陶器	5.00
鏡	鏡	5.00
南側		
男女便所・洗面所 床	磁器タイル	36.85
便器	陶器	13.00
洗面台	陶器	5.00
鏡	鏡	5.00

4、体育館前の屋外公衆便所について		
	材質	面積(m ²) または個数
男女便所		
便所 床	モルタル	14.01
便器	陶器	5.00
洗面台	陶器	2.00
身障者トイレ		
便所 床	磁器タイル	3.99
便器	陶器	1.00
洗面台	陶器	2.00
鏡	鏡	1.00

5、武道場について			
	材質	面積(m ²) または個数	
玄関ホール・廊下	玄関:桜御影石	6.15	
	他:フローリング	69.37	
練習場(床・畳)	フローリング・畳	465.45	
会議室	フローリング	15.86	
更衣室 床	ビニール床シート	16.19	
シャワー室 床	タイル	11.82	
男子 便所	便所 床	ビニール床シート	14.08
	便器	陶器	5.00
	洗面台	陶器	1.00
	鏡	鏡	1.00
女子 更衣室	更衣室 床	ビニール床シート	13.06
	シャワー室 床	タイル	8.29
女子 便所	便所 床	ビニール床シート	14.92
	便器	陶器	3.00
	洗面台	陶器	2.00
	鏡	鏡	1.00
多目的	便所 床	ビニール床シート	5.66
	便器	陶器	1.00
	洗面台	陶器	1.00
	流し台	ステンレス	1.00

6、弓道場について		
	材質	面積(m ²) または個数
便所 床	磁器タイル	3.25
便器	陶器	2.00
洗面台	陶器	1.00
鏡	鏡	1.00
給湯室 床	絨毯	3.23
流し台	ステンレス	1.00

7、アーチェリー場について			
	材質	面積(m ²) または個数	
男子 便所	便所 床	磁器タイル	7.13
	便器	陶器	4.00
	洗面台	陶器	2.00
	鏡	鏡	2.00
女子 便所	便所 床	磁器タイル	5.70
	便器	陶器	3.00
	洗面台	陶器	3.00
鏡	鏡	1.00	

8、陸上競技場1階部分			
		材質	面積(m ²) または個数
男子 更衣室	男子更衣室	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	26.50
	男子シャワー室	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	31.50
男子 便所	便所 床	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	26.50
	便器	陶器	3.00
	小便器	陶器	4.00
	洗面台	陶器	2.00
	鏡	鏡	2.00
女子 更衣室	女子更衣室	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	26.50
	女子シャワー室	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	31.50
女子 便所	便所 床	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	26.50
	便器	陶器	6.00
	洗面台	陶器	3.00
	鏡	鏡	3.00
医務室	医務室 床	抗菌ビニール床シート	15.80
	洗面台	陶器	1.00
役員室 床	ビニール床シート	26.50	
湯沸室	湯沸室 床	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	4.46
	流し台	ステンレス	1.00
控室	控室A 床	ビニール床シート	26.50
	控室B 床	ビニール床シート	31.20
	控室C 床	ビニール床シート	31.50
男障害者用更衣室 床	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	5.87	
女障害者用更衣室 床	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	5.95	
多目的トイレ 床	薄膜型エポキシ樹脂系塗床	5.39	
便器	陶器	1.00	

9、陸上競技場2・3階部分			
		材質	面積(m ²) または個数
男子 便所A	便所 床	ルタ系塗膜防水防汚仕様の上トップコート	13.50
	便器	陶器	2.00
	小便器	陶器	3.00
	洗面台	陶器	2.00
	鏡	鏡	2.00
男子 便所B	便所 床	ルタ系塗膜防水防汚仕様の上トップコート	13.50
	便器	陶器	2.00
	小便器	陶器	3.00
	洗面台	陶器	2.00
女子 便所A	便所 床	ルタ系塗膜防水防汚仕様の上トップコート	27.00
	便器	陶器	7.00
	洗面台	陶器	4.00
	鏡	鏡	4.00
多目的 トイレ	便所 床	ルタ系塗膜防水防汚仕様の上トップコート	5.90
	便器	陶器	1.00
	洗面台	陶器	1.00
鏡	鏡	1.00	

清水総合運動場 警備業務

1 警備対象物件

静岡市清水区清開二丁目1番1号

清水総合運動場内の体育館・武道場及び敷地内（以下「体育館等」という。）

2 警備方法

(1) 機械警備

(2) 巡回警備

(3) 警備業務のために必要な機器類はすべて受託者の負担とする。

3 業務の範囲 防犯、火災の機械及び巡回警備業務

4 機械警備の時間

(1) 毎日（(2)及び(3)に定める日を除く）、午後9時30分から翌日午前8時30分までとする。

(2) 毎月第1月曜日の休館日（当日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日。）は午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。

(3) 年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）は、午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

5 業務の内容

(1) 機械警備

受託者は、異常を察知してこれを示す機械警備を体育館等に設置し、併せて、その機械設備の正常作動を確認するために必要な機器を受託者の管制本部に設置することにより、体育館等に係る異常の有無を本業務実施時間中間断なく監視すると共に、異常発生の際には、次の二つの業務を行うこと。

ア 犯罪等対応業務

犯罪等対応業務とは、体育館等での建造物侵入・盗難・器物損壊等の犯罪及びこれに類する虞犯行為の予防若しくは早期発見又はその拡大防止のための一切の業務をいう。

(ア) 本業務は、受託者が計画し委託者の同意を得て設置された警報機器により検出される異常情報に基づいて実施しなくてはならない。

(イ) 受託者は、その管制本部で体育館等に異常事態が発生したことを知ったときには、速やかに警備員等の緊急要員を現場に急行させ、その異常事態の内容・詳細につき確認を行わなくてはならない。

受託者は、その確認の結果、必要と認めた場合は、遅滞なく電話・無線等により警察機関に通報して、緊急出動を要請すると共に、派遣した警備員等の緊急要

員に事態の拡大防止に必要と判断される一切の処置を執らせなくてはならない。
(ウ) 受託者は、本業務の遂行に際し、必要と認めた場合は、連絡優先順位に従って委託者のいずれかの緊急連絡先に速やかに電話連絡して、現場確認のための出動を要請しなくてはならない。

イ 火災異常等対応業務

火災異常等対応業務とは、警報機器又は自動火災報知設備によって感知させる体育館等における火災異常の監視業務及び火災異常を受信した際の消防機関への連絡通報並びに緊急処置の業務をいう。

(ア) 受託者は、その管制本部で火災異常情報を受信したときには、速やかに清水総合運動場管理事務所（以下「事務所」という。）に電話連絡しなくてはならない。

(イ) (ア) のときにおいて事務所への電話連絡が不能であった場合、又は現に火災が発生しているものと判断された場合には、受託者は、直ちに電話・無線等により消防機関に通報して緊急出動を要請すると共に、警備員等の緊急要員を現場に急行させて、初期消火等一切の必要な処置を執らせなくてはならない。

(ウ) 受託者は、本業務の遂行に際し、必要と判断した場合には連絡優先順位に従って、遅滞なく委託者のいずれかの緊急連絡先に電話連絡をして、現場への出動を要請しなくてはならない。

(エ) 本業務の実施に当たって必要となる自動火災報知設備（発信機・受信機）については、委託者の責任において定期的な保守点検を行い、その正常作動を保持しなくてはならない。

(2) 巡回警備

受託者は、正規の訓練を受けさせた警備員を、毎日、定期的に（原則として、体育館職員が体育館から退出した後、翌日出勤するまでの間に、2回）、体育館等に派遣して、異常の有無を監視させると共に、異常発生の際には、次の二つの業務を行わせなくてはならない。

ア 犯罪等対応業務

この犯罪等対応業務とは、体育館等における建造物侵入・盗難・器物損壊等の犯罪及びこれに類する虞犯行為の予防若しくは早期発見又はその拡大防止のために、巡回警備員が行う一切の業務をいう。

(ア) 本業務は、委託者の同意を得て受託者が策定した警備員派遣計画書に基づいて、行うものとする。

(イ) 巡回警備員が、体育館等において異常事態の発生を確知したときは、その詳細を調査・確認しなくてはならない。

巡回警備員は、その調査・確認の結果、必要を認めた場合には、遅滞なく電話により警察機関に通報して、緊急出動を要請すると共に、事態の拡大防止のために必要と判断される一切の処理を執らなくてはならない。

(ウ) 巡回警備員は、本業務の遂行に際し、必要と認めた場合には、連絡優先順位に従って委託者のいずれかの緊急連絡先に速やかに電話連絡して、現場確認のための出動を要請しなくてはならない。

イ 火災異常等対応業務

この火災異常等対応業務とは、巡回警備員が行う体育館等における火災異常の発生監視のための業務及び火災異常を発見した際の消防機関への連絡通報並びに緊急処置の業務をいう。

(ア) 巡回警備員が、体育館等において火災異常を発見したときには、速やかに事務所に電話連絡するものとし、その電話連絡が不能であった場合、又は現に火災が発生しているものと判断された場合には、直ちに電話・無線等により消防機関に通報して緊急出動を要請すると共に、初期消火等一切の必要な処置を執らなくてはならない。

(イ) 警備員は、本業務の遂行に際し、必要と判断した場合には、連絡優先順位に従って、遅滞なく委託者のいずれかの緊急連絡先に電話連絡して、現場への出動を要請しなくてはならない。

6 緊急連絡先

委託者は、受託者が上記3及び4の業務を行うに当たって必要となる、連絡優先順位を明示した緊急連絡先名簿を策定して受託者に提出するものとする。

委託者が緊急連絡先名簿を変更し或いはその優先順位を変更しようとするときには、事前に、受託者に対して、文書によりその旨を通知するものとする。

7 警報機器の設置・点検

受託者が、本業務を実施するに際し必要となる機械・機器・その他の器具の種類、個数、設置場所については、別に図面を作成してこれを定めるものとし、これらの警報機器は受託者の所有とする。

受託者は、警報機器が常に円滑に運用できるよう、適宜点検を行うものとし、その点検の終了時は、速やかに委託者に対して結果報告をしなくてはならない。

8 警報機器の取扱・補修等

警報機器の取り扱いについては、過誤のないように常に注意すると共に、警報機器の故障または異常を発見したときには、直ちに受託者に対して通知するものとする。

警報機器の補修又は交換に要する費用は、その原因が委託者の責めに帰すべき事由に基づくものであることが明らかなきに限り、委託者の負担とする。

なお、警報機器の配線の自然磨耗等により、受託者が本業務の実施に支障を生ずるに至った場合であっても、契約で別に定める保障期間内においては、受託者が当該警報機器の配線の取替・補修等の負担と責任を負うものとする。

9 秘密の保持

受託者は、契約期間中であると契約期間終了後であるとを問わず、本業務の実施に当たって知り得た一切の秘密を他に漏らしてはならない。

10 鍵等の保管管理

受託者が本業務を実施するに当たって、委託者より体育館等の鍵の預託を受けたときは、その鍵の預かり証を発行して、誠実且つ慎重にこれを保管・管理しなくてはならない。

受託者は、警報機器の操作に必要となる鍵・磁気カード等を委託者に対して交付しなくてはならない。なお、受託者より交付された鍵・磁気カード等については、委託者は適切にこれを保管・管理するものとする。

11 報告

本業務の実施期間中に体育館等において事故が発生したときは、受託者は、速やかに、その状況等の詳細につき、文書によって、委託者に報告しなくてはならない。

清水総合運動場 空調設備保守点検業務

1 所在地 静岡市清水区清開二丁目1番1号

2 名称 静岡市清水総合運動場

3 保守点検箇所及び点検内容

(1) 前期保守点検 (年1回)

<p>吸収式冷温水発生機 CH-M80P</p>	<p>冷房開始時に行う保守作業</p> <p>①暖房から冷房への切替作業 ②機器関係の点検・調整 ③燃焼系統の点検・調整 ④インターロックテスト・調整 ⑤安全装置の点検・調整 ⑥容量コントロールの点検・調整 ⑦各部総点検</p>
	<p>運転休止に行う保守作業</p> <p>①機械関係の点検・調整 ②燃料配管系の漏れ点検</p>
	<p>冷房運転中に行う保守作業</p> <p>①機器関係の点検・調整 ②燃焼系統の点検・調整 ③安全装置の点検・調整 ④容量コントロールの点検・調整 ⑤各部総点検</p>
<p>エアーハンドリングユニット AR2-481SEZ05</p>	<p>冷房開始時に行う保守作業</p> <p>①各所の電圧・電流・絶縁測定 ②振動及び騒音の点検 ③モーター・加湿器・Vベルト点検 ④ドレン管点検 ⑤プーリー点検 ⑥プレフィルター洗浄 ⑦中性能フィルター汚れ目視確認 ⑧冷温水・吹出・吸込温度測定</p>

<p>ガスヒートポンプ エアコンエンジン部 PAC-1 GHCSEP355HMT4 PAC-2 GHCSEP280HMT4 PAC-3 GHCSEP224HMT4 PAC-4 GHCSEP355HMT4</p>	冷房開始時に行う保守作業
	①エンジンオイル点検
	②オイルフィルター点検
	③点火プラグ点検
	④ドレンフィルター点検
	⑤フィルターシート点検
	⑥ブローバイフィルター点検
	⑦冷却水点検
	⑧冷却水ホース点検
	⑨燃料ガスホース点検
	⑩エアークリーナーエレメント点検
	⑪排気ガスホース点検
	⑫排気ドレンホース点検
	⑬吸気ホース点検
	⑭オイルタンクホース点検
	⑮ブルーバイホース点検
	⑯高圧コード点検
	⑰コンプレッサ点検
	⑱冷媒漏れ点検
	⑲運転異常音点検
⑳総合運転試験	
エアコン室内機	冷房開始時に行う保守作業
	①フィルター清掃
自動制御装置	冷房開始時に行う保守作業
	①冷温水熱源制御
	②空調機制御
	③温湿度計計測
	④中央監視装置・制御盤

(2) 後期保守点検 (年1回)

<p>吸収式冷温水発生機</p>	暖房開始時に行う保守作業
	①冷房から暖房への切替作業
	②機器関係の点検・調整
	③燃焼系統の点検・調整
	④インターロックテスト・調整
	⑤安全装置の点検・調整
	⑥容量コントロールの点検・調整
	⑦各部総点検

エアークハンドリングユニット	暖房開始時に行う保守作業
	①各所の電圧・電流・絶縁測定 ②振動及び騒音の点検 ③モーター・加湿器・Vベルト点検 ④ドレン管点検 ⑤プーリー点検 ⑥プレフィルター洗浄 ⑦中性能フィルター汚れ目視確認 ⑧冷温水・吹出・吸込温度測定
エアコン室内機	暖房開始時に行う保守作業
	①フィルター清掃
自動制御装置	暖房開始時に行う保守作業
	①冷温水熱源制御 ②空調機制御

4 不時の故障点検調整

対象物件に不時の故障等が有った場合、直ちに技術員を派遣し、点検調整を行うこと。

5 点検結果報告書

点検終了後は、上記機器毎に点検の結果をまとめた報告書を提出すること。

6 その他

点検及び試運転に当たり、その他必要な事項については協議し、これを行うこと。

清水総合運動場 自動扉開閉装置保守点検業務

1 対象物件

自動扉開閉装置 1台（ソリック製）

2 保守点検内容

(1) 定期点検 期間中 年2回実施

項目	内容
定期保守点検箇所	自動ドアエンジン本体（モーター） ドア エンジン制御部（コントローラー） ドア エンジン操作スイッチ及び制御スイッチ（二次側配線を含む） ドア エンジン以外のサッシュ扉、鍵、エンジン取付補強、一次側電源等の関係外工事を除くものとする。
保守点検整備内容	ドア エンジン装置各部の点検、清掃、整備調整 ドア エンジン開閉速度、クッション異常、作動変化の調整 ドア エンジンの電気回路(二次側)の異常有無調査及び調整 ドア エンジンの連結装置の消耗、異常有無調査及び調整 扉本体の作動抵抗の有無及び関連機構の異常の有無
消耗品交換	エンジン本体（モーター）外部に露出のパッキン類、ヒューズ、潤滑油 扉の作動抵抗を排除するための標準ライナー類、点検調整の要するウエス、ビニールテープ等の一般消耗品

(2) 臨時保守点検

不時の故障に対する修理、点検整備を行う。

3 費用負担

点検、整備及び修繕にかかった費用は保守点検業務の中に含まれるものとする。

4 報告

点検、調整等を実施した時は、作業内容に関する点検報告書を提出すること。

5 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。

清水総合運動場 消防用設備点検業務

本業務は、消防法第17条3の3及び消防法施行規則第31条の6の規定に基づき、消防用設備の点検を行うものである。

1 所在地 静岡市清水区清開二丁目1番1号

2 名称 静岡市清水総合運動場

3 点検時期

(1) 機器点検 年2回

(2) 総合点検 年1回

4 業務内容

(1) 一般事項

保守点検業務は、消防法、同施行令、同法施行規則及びこれに基づく告示などの定めにより、実施すること。

(2) 点検方法

点検は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第9号）」、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年6月11日消防予第172号（最終改正平成30年6月1日）別添）」に定めるところによる。

(3) 消防機関への報告

消防法に基づく消防機関への報告手続き及び検査立会いを行うものとする。

5 特記事項

- (1) 施設内に設置されている消防用設備が正常に作動するように点検整備を行うこと。
- (2) 点検は当施設各担当職員と事前に協議し、業務に使用をきたさないように行うこと。
- (3) 本点検委託の保証期間は、機器点検後6ヶ月、総合点検後6ヶ月とする。保証期間内に故障等連絡があった場合は速やかに点検を行うこと。
- (4) 機器点検、総合点検終了後は、速やかに点検報告書を提出すること。
- (5) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上決定すること。

6 点検設備

体育館	消火器	ABC 粉末消火器	32 本
-----	-----	-----------	------

体育館	屋内消火栓設備	加圧送水装置ポンプ・モーター 消火栓ボックス 操作盤 呼水装置 常用電源 放水装置 配線・絶縁	1組 16器 1台 1台 一式 一式 一式
	自動火災報知設備	受信機 R 型 R-22M 中継器 R 型 煙感知器 アナログ 1-50 煙感知器 アナログ 51-100 熱感知器 ATF 1-50 (自動試験機能付) 熱感知器 ATF 51-100 (自動試験機能付) 発信器 (P-1 級、2 級) 表示灯 消火栓起動連動装置 常用電源 (交流電源) 予備電源 (蓄電池) 配線・絶縁	1台 7個 50個 36個 50個 28個 16個 16個 一式 一式 一式 一式
	ガス漏れ警報設備	検知器 (一般型)	1個
	非常警報設備 (放送設備)	幅器操作部 増幅出力 360W 幅器操作部スピーカー回線 1台スピーカー 1-50 スピーカー 51-100 起動装置 (押ボタン) 常用電源 非常電源 配線・絶縁	1台 20回線 50個 21個 1個 一式 一式 一式
	誘導灯及び誘導標識	誘導灯 1-50 配線・絶縁	25台 一式
	防火防排煙設備	感知器 (煙検知器) 1-50 防火扉 (非常扉) 1-10	4個 4台
	非常用自家発電設備	ディーゼルエンジン 交流発電機 発電機盤励磁装置 始動用直流電源装置 燃料・タンク・配管 作動試験	1台 一式 一式 一式 一式 一式

体育館		配線	一式
武道場	非常警報設備（非常ベル）	複合装置	一式
	消火器	ABC 粉末消火器	3 本
陸上競技場	消火器	ABC10 型粉末消火器	10 本
	自動火災報知設備	受信機 P 型 1 級 10 回線	1 台
		総合盤 露出型 発信器 表示灯 防雨型	5 台
		差動式スポット型感知器 2 種 露出	31 個
		定温式スポット型感知器 1 種 露出 防水	17 個
火災通報装置		1 台	
火災通報連動停止装置		1 台	
非常通報専用電話		1 台	
常用電源（交流電源）	一式		
配線・絶縁	一式		
非常警報設備（放送設備）	幅器操作部 定格出力 360W	1 台	
	幅器操作部スピーカー回線	20 回線	
非常用電源	1 台		
誘導灯	誘導灯	33 台	
弓道場		※防火対象物点検のみ	
水泳場	自動火災報知設備	※非常警戒器具及び設備・誘導灯を含む	一式
	消火器	ABC 粉末消火器	2 本

清水総合運動場 エレベーター保守点検業務

1 点検対象 三菱社製エレパック 1基

2 仕様

- (1) 操作方法 2 B C
- (2) 停止階床数 2床
- (3) 速度 45m/min
- (4) 積載量 750kg
- (5) 用途 乗用
- (6) 竣工年 2001年
- (7) 付加装置 P派センサー付地震時管制運転装置 (EER・1)
停電時自動着床装置 (MELD)

3 点検回数

- (1) 遠隔操作によるリモート点検 月1回
- (2) 専門作業員による点検 4回/年 (3か月に1回)
- (3) 建築基準法第12条の規定に基づく法定点検 年1回

4 特記事項

- (1) 点検により磨耗・破損等が判明した場合には直ちに修理すること。
- (2) 故障・運行異常時は速やかに対応すること。
- (3) 点検日については事前に協議し、業務に支障のないようにすること。
- (4) 点検・修理等を実施したときは、速やかに点検報告書を提出すること。
- (5) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上決定すること。

清水総合運動場 夜間照明電気保安点検業務

1 点検場所 静岡市清水区清開二丁目1番1号 清水総合運動場 多目的グラウンド

2 施設概要

水銀灯投光器	メタルファライド	電源装置制御盤	支持物及び 線路ケーブル等
200w-1kw	200V - 1 k w	主盤 - 1 面 分岐回路 6 面	1 式

規模					施工
6 器	〃	36 灯	290Lx	3, 654 m ²	S58. 11

3 点検項目

検査項目	点灯検査	開閉機器 機能検査	タイマー 機能検査	外函鍵等 点検	絶縁測定	軽微な調 整 給油等
水銀灯投 光器 200w - 1 k w	年 4 回					
メタルフ アライド 200 v - 1 k w	年 4 回					
白熱レフ ランプ 投光器 200 v - 500w	年 4 回					
電源装置 主盤		年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回
分岐盤		年 1 回		年 1 回	年 4 回	年 1 回

線路ケー ブル	200w-1kw				年 4 回	
------------	----------	--	--	--	-------	--

清水総合運動場陸上競技場の芝生の管理を委託し、常に良好な状態を保つことを目的とする。

- 1 委託業務場所 静岡市清水区清開二丁目1番1号
清水総合運動場陸上競技場 (8,739 m²)

2 業務内容及び数量

(1) 芝生の育成

ア 芝刈り

芝生の育成状況や気候を十分に考慮し、刈高を決定し、芝生をシングルカットすること。終了には芝カスを場外に搬出すること。

イ スーパー掛け

芝生表面の芝カスを専用機械で吸い取り処分すること。また冬期休眠期にはグラウンド使用後多くちぎられた芝生が発生するので、よく観察し遅滞なく行うこと。

ウ 転圧工

凸凹になった芝床を専用機材で転圧し、平坦にすること。なお、過剰な転圧は芝生の根及び芽を損傷する恐れがあるため十分注意すること。

エ 肥料散布・サッチング

(ア) 肥料散布 (アミノ酸有機質化成)

専用機材を用いて有機系化成肥料を 40 g/m² 散布すること。その際はむらのないよう少量ずつ数回に分けて散布すること。また散布終了後には散水し、芝の葉に付着した肥料を芝床に確実に落とすこと。

(イ) サッチング

芝の刈カスや落ち葉等腐らず残ったもの (サッチ) を除去すること。

サッチは病気の原因になることから芝生の状況を見て実施すること。

オ 殺菌殺虫剤・液肥散布

殺菌剤 1 g/m²、殺虫剤 0.5 g/m²、液肥 5 g/m² 混合し専用機材で散布すること。その際、薬剤の混合順序によっては凝固してしまうものもあるので注意すること。また薬剤は病気の種類及び害虫の種類を考慮し、最適なものを選択すること。

カ 殺虫剤散布

害虫に最も効果のある時期に殺虫剤を 1 cc/m² 散布すること。

キ 目土

専用機材を用いてグラウンド全面に厚さ平均 2.5 mm になるように砂を撒くこと。

終了後には散水し芝生の葉に付着した砂を芝床に落とすこと。

ク エアレーション

専用機材を用いてグラウンド全面に直径 18 mm のコア抜きをすること。

終了後はコアを砕き、砂分はブラシですり込み、残ったカスは場外に運び処理す

ること。

ケ バーチカルカット

専用機材を用い芝生の根茎を浅く縦方向に切断し、芝生の密度及び新根の発育を促すこと。

コ エッジカット

陸上トラック側に伸びたティフトン芝のランナー（ほふく茎）を、専用カッターで切断すること。

サ ティフトンポット補植

天然芝の育成が悪い箇所や裸地化した箇所にティフトンポット苗（5 cm×5 cm）を1 m²あたり9個補植すること。

シ 除草

土壌処理剤、殺菌剤及び根茎処理剤を用いて除草処理を行うこと。

ス 散水

グラウンドにある散水設備を操作して芝生に散水すること。

セ 段差処理

盛り上がった箇所の芝生をカットし、段差を調整・修復を行うこと。

(2) 数量 別表のとおり

3 資材等・検収

(1) 肥料及び薬剤

ア 材料

肥料（肥料登録があるものに限る）及び薬剤（芝生への農薬登録があるものに限る）を使用する前にそのカタログ及び登録証を確認したうえで、施設職員の承認を得ること。

なお、登録されていない肥料あるいは薬剤を使用する場合には、その安全が確認できる資料を提出して、施設職員がこれを承認した場合のみに使用できるものとする。

イ 材料検査・検収

肥料・薬剤の使用に際しては、搬入時に施設職員の立ち会いの下、検査・検収を実施すること。但し、施設職員の判断により使用に際しての写真撮影をもって検査・検収に代えることができる。

なお、使用後の空袋は、施設職員の立ち会いの下に検収をする。

ウ 適材資材の使用

肥料及び薬剤は設計にとらわれず、芝生の生育状況を良く観察して、最適なものを選択して使用するものとし、その使用にあたっては、上記①と同様の手順に従うこと。

(2) 目土

ア 材料

目土は、目の粗い砂（最大粒径2 mm）を使用すること（但し、施設職員が認めた

場合には、この限りではない)。

なお、目土を使用する際、施設職員の指示があったときは、使用前に「分析表」及び「見本」を提出すること。

イ 検収

搬入に用いるダンプトラックの車体（積載部）を検量して、その積載量を算出すること。

ウ なお、ダンプトラックの搬入量は納品管理とし、施設職員の指示があったときはこれを提出すること。

(3) ライン用ペイント

ア 材料

サッカーライン用ペイントの選定にあたっては、その特性と芝への適性を十分考慮した上で決定し、事前に施設職員の承認を得ること。

イ 検収

ライン用ペイントの搬入時に、施設職員の立ち会いの下に検収する。

また、全ての作業時後に、空缶・ポリタンクを施設職員の立ち会いの下に検収する。

4 貸与機械及び取扱い

(1) 貸与機械

静岡市備品台帳に登録されているもの。

(2) 取扱い

ア 貸与された機械は丁寧に扱うこと。

イ 機械の使用にあたっては、必ず始業時点検を実施し、常に最良の状態を使用すること。点検中または作業中に、機械に異常・不良が発見された場合は、速やかにこれを施設職員に連絡してその指示に従うこと。

5 その他

(1) 作業前、作業後には委託者に報告をすること。

(2) 毎月月初めに作業実施計画書を提出すること。なお、作業実施計画に変更がある場合は委託者に報告し、承認を得ること。

(3) 支払い月ごとに作業写真と完了報告書を提出すること。

(4) この仕様書に定めのない事項は双方協議のうえ決定すること。

別表 1

芝刈り工	60回	エアレーション	2回
スーパー掛け	5回	エッジカット	3回
転圧工	4回	ティフトンポット補植	150 m ²
肥料散布	8回	施薬	3回
除草剤	1回	ライン引き	39回
殺菌殺虫剤・液肥散布	各3回	ブラシ掛け	3回
目土	1回	散水	50回
ディポット	40回		

※上記数量は標準回数とし、芝生の状況に応じて変動する。

清水総合運動場 プール監視等業務

1 業務内容（詳細は、別紙要領に示すところによる。）

- (1) プール監視業務
- (2) プール受付業務
- (3) プール清掃業務
- (4) その他

2 人員配置及び勤務時間

(1) プール監視・受付

ア 供用開始日から8月31日まで

8:30～17:30（実働8.0時間） 監視 7人 受付 1人

17:00～21:00（実働4.0時間） 監視 3人 受付 1人

イ 9月1日から供用期間末日まで

8:30～17:30（実働8.0時間） 監視 7人 受付 1人

ウ 供用開始前準備

8:30～17:30（実働8時間） 作業 10人

エ 大会時

8:30～17:30（実働8.0時間） 受付 2人

17:00～21:00（実働4.0時間） 監視 3人 受付 1人

※大会利用は年2回計2日間（平成27年度実績）

(2) プール清掃

ア 供用開始前

8:30～17:30（実働8時間） 作業 10人

イ プール内清掃日（8月中）

8:30～17:00（実働7.5時間） 作業 1人

ウ 大会時

8:30～17:30（実働8.0時間） 受付 2人

※大会利用は年2回計2日間（平成27年度実績）

エ 片付け（供用期間終了日翌日）

8:30～17:30（実働8時間） 作業 10人

3 監視員資格

- (1) 監視員は、男女を問わず18歳以上で委託業務の実施に当たり、支障のないよう適格な従事者を配置すること。
- (2) 水泳の救助に関する資格を有する者を1名以上配置すること。

4 その他

- (1) 受託者は、従事者の名簿を関係書類に添えて提出すること。

- (2) 業務の配備要員等に変更があった場合、報告すること。
- (3) 受託者は、業務マニュアルを作成し、従事者に周知するとともに委託者にも提出すること。また、修正等が生じた場合にも同様とすること。
- (4) AED（自動体外式除細動器）を1台受託者が準備すること。
- (5) 委託期間に変更が生じた場合には、双方協議し変更するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で決定すること。

別紙 清水総合運動場プール監視員業務要領（参考）

1 業務内容

- (1) プール開場準備及び閉場後の片付け、清掃。
 - ア プールサイド、排水口の点検、更衣室、トイレ、倉庫等の清掃、プール受付、事務室の清掃、ベンチの整理
 - イ プール内の旋錠及び消灯
 - ウ 備品の整理点検
- (2) プール場内の監視
 - ア 事故の発見及び救助
 - イ 事故発生時の応急手当
 - ウ 利用者の事故防止のための指導及び注意
 - エ 不正行為の注意
- (3) プールの水質チェック（水質、水量の管理・調整）
 - ア 残留塩素量の定時測定
 - イ 気温、水温の毎時測定、記録
 - ウ 入れ替え時の退場及び忘れ物の確認
- (4) プール管理日誌の作成
 - 閉場後に水泳場管理日誌を清水総合運動場管理事務所（以下「事務所」という。）へ提出
- (5) プール休場日・点検日の片付け、清掃
 - コースロープの設置及び片付け
- (6) その他
 - ア プール水入替時清掃作業
 - イ 講習、避難訓練等

2 監視方法

- (1) 監視員は監視台上及びプールサイドで監視を行う。
- (2) 監視員は必ず水着または、水中でも活動できる服装を着用し監視を行う。
- (3) 監視員は衛生管理のためにローテーションを決めて、業務を遂行する。
- (4) 監視員はプールサイド、プール水槽をよく注視し、事故の防止に努める。

- (5) 監視員はプールサイドを巡回し、場内清掃や衛生上の調査を行うほか、利用上好ましくない行為を行う者がいた場合は注意する。
- (6) 溺者を発見した場合は、直ちに笛を吹き、他の監視員に知らせるとともに、溺者の位置を指示し救助を行う。
- (7) 監視員が救助及び応急手当等で監視が出来ない時は、直ちに受付員にも応援を要請し、事務所に報告すること。
- (8) 監視員は飲酒者等の退場を伴う場合など、対応が困難なものは、事務所に報告し対応にあたる。

3 共通監視事項

- (1) 適時に更衣室内を巡回し、場内設備や衛生面の欠陥を調べるほか、風紀取締りも併せて行う。
- (2) プール内または、プールサイドでの悪ふざけ等を注意する。
- (3) 入場者数を受付と随時連絡し、プール内の混乱を避けるように努める。
- (4) 他の利用者に迷惑がかかるような行為を行った者がいた場合は、よく説明して止めさせる。
- (5) 禁止され、事故につながる恐れのある装身具、水泳用具を身につけているときには、事情を説明し保管場所へ置くように指示する。
- (6) 初心者、年少者には特に安全を考慮し、監視に万全を期するとともに、泳ぎ場所を指示する。
- (7) 溺者または事故者を発見した場合は、直ちに救助し応急手当を行うとともに、事務所に報告する。その他、気分の悪くなった者についても同様の処置を行う。
- (8) 救助用具は常に整理し清潔に保ち、薬品の補充を要する場合は事務所に連絡し補充すること。
- (9) 監視日誌を作成し、監視業務必要事項、注意事項、事務所職員からの指示等を職員に周知すること。

4 事故発生時の対処

- (1) 溺者を発見した場合は、直ちに警笛を鳴らして他の監視員に注意を促し、発生位置を示し他の監視員と協力して救助を行う。
- (2) 他の監視員は、救助しやすいように放送、またはハンドマイク等で利用者を一時プールサイドに上げる。
- (3) 応急処置を施した後、事故者の症状が重いと判断した場合は、直ちに救急車を要請し事務所に報告するとともに、事故報告概要を作成し提出すること。
- (4) 監視員は、状況に応じて事故者を毛布等で保温し、人工呼吸等の適切な処置を施し、救急車が到着するまで続ける。
- (5) 事故処理後は、事故発生時の状況等を監視日誌に記載し報告する。
- (6) 地震等の防災にかかわる事項については別途定める。

5 監視中の注意事項

- (1) 監視中における態度は、利用者の批判を受けないように注意する。
- (2) 勤務中は、利用者に水泳指導をしてはならない。
- (3) ローテーションはその場において同時交替とする。

6 監視員及び受付要員の心得

- (1) 業務は、直ちに人命に関わるものであることを認識し、事故防止に万全を期するとともに、人命救助に関する知識と技能を高めるように努力すること。
- (2) 利用者の批判を受けることのないよう、その接遇には十分配慮すること。
- (3) 監視員の使用する受付事務室等は清潔を保つこと。

別紙 受付事務要領（参考）

1 受付業務

- (1) プール利用者の案内、及び利用券の受け取り、及び回数券引換券と回数券の引き換え
- (2) 利用状況及び利用集計表の作成
- (3) 入れ替え時、閉場時における退場及び忘れ物等の確認
- (4) 閉場後の消灯、施錠

2 その他

- (1) 受付におけるトラブルについては、自己判断で処理することなく、清水総合運動場事務所（以下「事務所」という。）又は主任者・副主任者に引き継ぐこと。
- (2) 利用券を誤購入したために精算するときは、事務所職員に精算をしてもらう。
- (3) 自動券売機が故障の場合、利用券は事務所職員が販売する。
- (4) 回数券、その他受付は事務での必要物品は、受付業務実施毎に事務所職員から受領し、当日業務終了後は事務所職員に引き継ぐこと。

清水総合運動場 プール自動清掃ロボット保守点検業務

1 保守点検対象

ドルフィン・プール清掃ロボット

形式 Dolphin ACE

台数 2台

機械番号 (S.NO.) 119339BX48 (S.NO.) 119340BX48

2 業務内容

- (1) 機器の安全に配慮し、日常の使用に差し支えないよう、良好な状態を保つため定期点検を年1回行うこと。また、異常が発生した場合の修理、調整を実施すること。
- (2) 点検等には、機器を受託者に送付し、受託者は、修理、調整等を行い返送すること。この場合、これに係る送料は、発送者がそれぞれ負担すること。
- (3) 点検、修理等に相当の期間を有する場合、委託者の求めに応じ、受託者は代替機を無償で貸与すること。
- (4) 保守点検契約期間中の、通常の消耗品の交換、修理費用は無償とする。
但し、誤操作による故障等、受託者に責務のないものの修理についてはこの限りでない。

5 報告

点検が完了した場合は、「保守点検結果報告書」を提出すること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項は双方協議の上決定すること。